

【別冊資料編】

ふじさわ女性支援計画

女性の生きづらさを解消し

ウェルビーイングを実現するために

2025 年(令和7年)3月

藤沢市

資料編

1 藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査(概要報告)

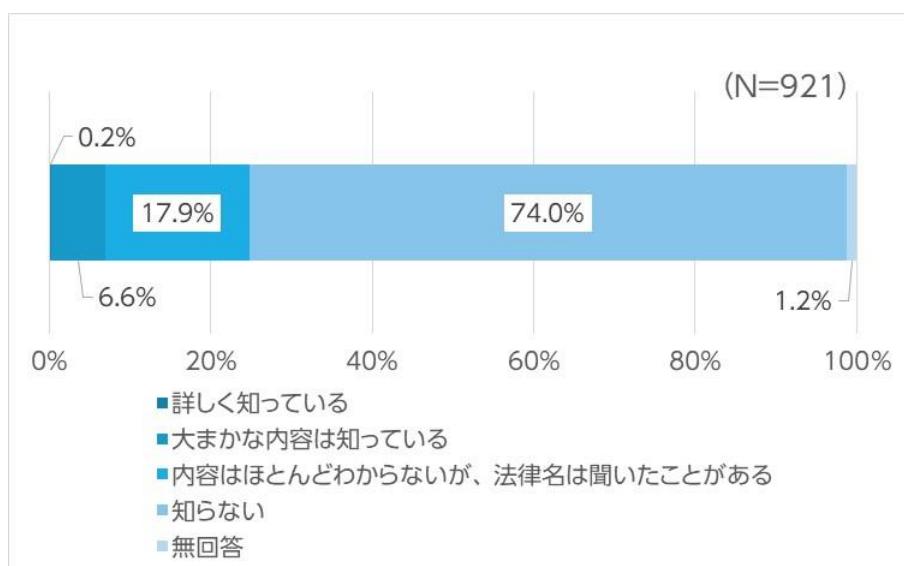
本市では、ふじさわ女性支援計画の策定に向け、市民意識調査を実施し、女性が日常生活で抱えている困難や不安などについて調査を実施しました。回答結果は、次のとおりです。

- 調査対象 藤沢市在住の満12歳以上(中学1年生以上)の女性
- 対象者数 3,000人
- 抽出方法 無作為抽出
- 調査方法 調査票を送付し、記入返送又はインターネットによる回答
- 調査期間 2024年(令和6年)7月10日から7月31日まで
- 回答数 921人
- 回答率 30.7%

(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の認知度

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の認知度は、74.0%の人が「知らない」と回答しており、「詳しく知っている」「大まかな内容は知っている」「内容はほとんどわからないが、法律名は聞いたことがある」を合わせても、24.7%となっています。

図表1－女性支援法の認知度



(2) 現在の困りごと

全体では、「健康問題」(24.4%)の割合が最も高く、次いで「家庭や家族関係における問題」(13.5%)、「住まい、居場所に関する問題」(8.0%)となっています。

年齢別で見ると、「20～29歳」では「生活困窮問題」(11.8%)、「30～39歳」では「就労問題」(15.6%)、「40～49歳」では「家庭や家族関係における問題」(25.5%)、「50～64歳」では「住まい、居場所に関する問題」(10.2%)の割合が高い状況となっています。

**図表2－現在の困りごと上位3位とあてはまるものがない人の割合(年齢別)
(複数回答)**

		回答数 (N)	1位		2位		3位		「あてはまるものはない」の割合 (%)
			内容	割合	内容	割合	内容	割合	
全体		921	健康問題	24.4	家庭や家族関係における問題	13.5	住まい、居場所に関する問題	8.0	44.1
年齢	12～19歳	46	健康問題	10.9	家庭外における人間関係を巡る問題	6.5	家庭や家族関係における問題	4.3	71.7
	20～29歳	68	健康問題	17.6	生活困窮問題	11.8	家庭や家族関係における問題 *1	7.4	58.8
	30～39歳	96	就労問題	15.6	家庭や家族関係における問題	10.4	健康問題	10.4	50.0
	40～49歳	161	家庭や家族関係における問題	25.5	健康問題	20.5	家庭外における人間関係を巡る問題 *2	12.4	38.5
	50～64歳	255	健康問題	22.7	家庭や家族関係における問題	16.5	住まい、居場所に関する問題	10.2	38.8
	65～74歳	153	健康問題	28.8	家庭や家族関係における問題	10.5	住まい、居場所に関する問題	8.5	44.4
	75歳以上	141	健康問題	44.7	住まい、居場所に関する問題	8.5	家庭や家族関係における問題	5.7	39.0

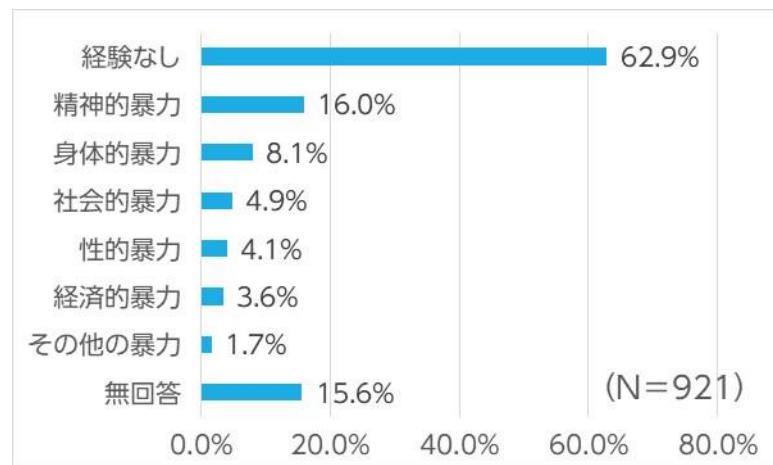
*1 同率で、「家庭外における人間関係を巡る問題」「職場や学校における問題」

*2 同率で、「生活困窮の問題」

(3) 夫・パートナーや交際相手、家族などから暴力を振るわれた経験

暴力を振るわれた経験については、「経験なし」が62.9%となっているものの、「精神的暴力」が16.0%、「身体的暴力」が8.1%、「社会的暴力」が4.9%の割合となっています。

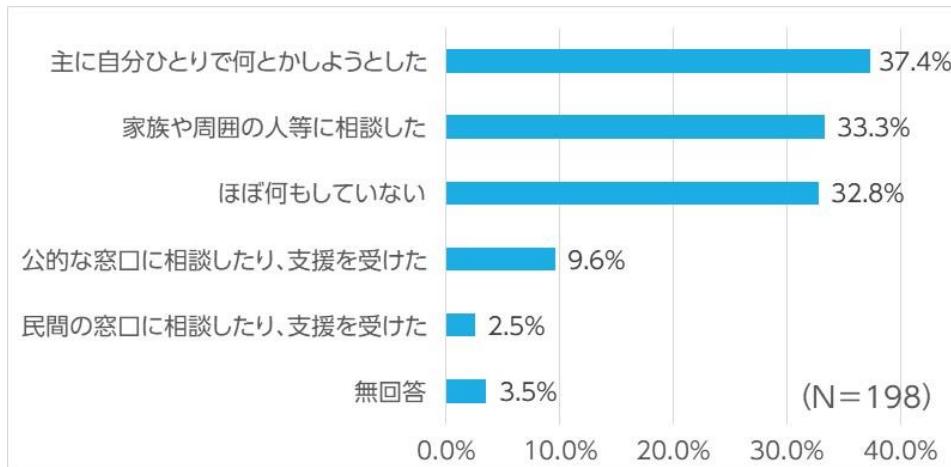
図表3－暴力を振るわれた経験(複数回答)



● 対応方法

暴力を振るわれた経験があると回答した人の内、「主に自分ひとりで何とかしようとした」が37.4%、「ほぼ何もしていない」が32.8%と割合が高いのに対し、「公的な窓口に相談したり、支援を受けた」が9.6%、「民間の窓口に相談したり、支援を受けた」が2.5%と低くとどまっています。

図表4－夫・パートナーや交際相手、家族などから暴力を振るわれた場合の対応方法(複数回答)

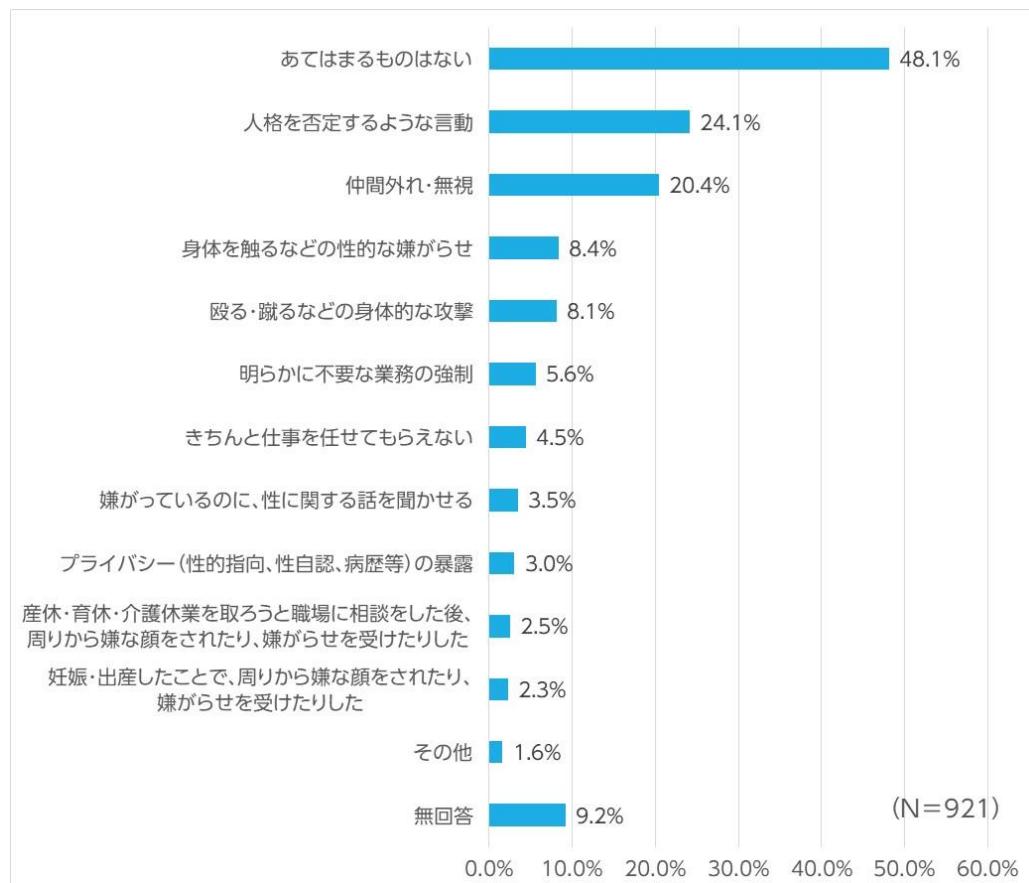


(4) ハラスメントの経験

ハラスメントの経験について、「人格を否定するような言動」を受けたことがある人が24.1%と、およそ1/4が該当しています。

年齢別で見ると、「身体を触るなどの性的な嫌がらせ」が「20～29歳」で19.1%、「産休・育休・介護休業を取ろうと職場に相談をした後、周りから嫌な顔をされたり、嫌がらせを受けたりした」が「30～39歳」で8.3%、「妊娠・出産したことで、周りから嫌な顔をされたり、嫌がらせを受けたりした」が「30～39歳」で4.2%と、他の年齢層に比べると高い割合となっています。

図表5－ハラスメントの経験(複数回答)



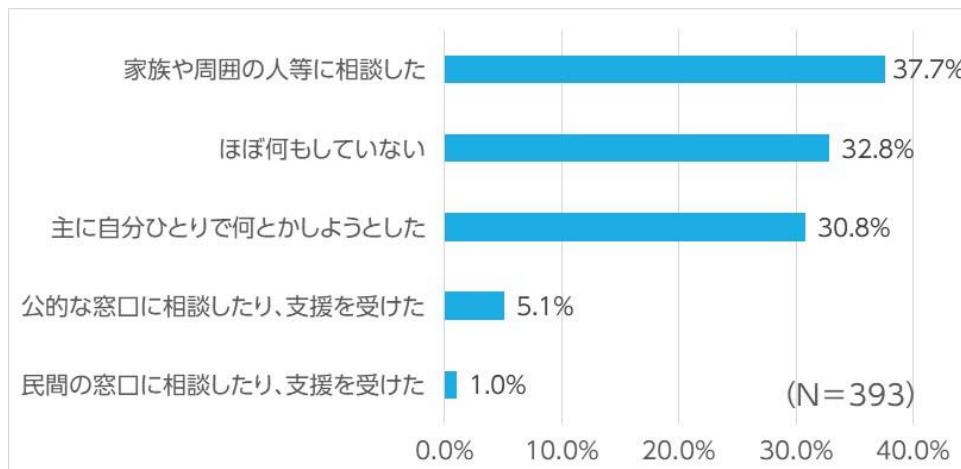
図表6－年齢別 ハラスメントの経験(複数回答) (一部抜粋)

		回答数 (N)	身体を触るなどの性的な嫌がらせ	産休・育休・介護休業を取ろうと職場に相談をした後、周囲から嫌な顔をされたり、嫌がらせを受けたりした	妊娠・出産したこと、周囲から嫌な顔をされたり、嫌がらせを受けたりした	(%)
全体		921	8.4	2.5	2.3	
年齢	12～19歳	46	4.3	0.0	0.0	
	20～29歳	68	19.1	2.9	2.9	
	30～39歳	96	8.3	8.3	4.2	
	40～49歳	161	16.1	4.3	3.7	
	50～64歳	255	9.4	2.4	3.5	
	65～74歳	153	2.6	0.0	0.0	
	75歳以上	141	0.0	0.0	0.0	

● 対応方法

何らかのハラスメントを受けた経験があると回答した人の内、「家族や周囲の人等に相談した」が37.7%、「ほぼ何もしていない」が32.8%、「主に自分ひとりで何とかしようとした」が30.8%と割合が高いのに対し、「公的な窓口に相談したり、支援を受けた」が5.1%、「民間の窓口に相談したり、支援を受けた」が1.0%と低くとどまっています。

図表7－ハラスメントを受けた場合の対応方法(複数回答)



(5) あらゆる暴力の根絶に向けて、行政・企業・民間団体等に

取り組んでほしいこと

あらゆる暴力の根絶に向けて、行政・企業・民間団体等に取り組んでほしいことについて、自由記述形式でたずねたところ、227人から回答がありました。1人の回答者が複数の内容を記入している場合もあるため、件数は延べ件数となります。

図表8－あらゆる暴力の根絶に向けて、行政・企業・民間団体等に取り組んでほしいこと(自由記述)

分類	件数
相談・支援内容をしっかり周知してほしい	57
あらゆる暴力の根絶に向けた啓発・教育を行ってほしい	37
気軽に相談できる場所がほしい	25
いつでもすぐに利用できる相談窓口がほしい	15
居場所の提供や住まい確保の支援をしてほしい	13
親身に寄り添ってくれる相談窓口がほしい	12
専門家による相談・支援を受けたい	11
相談窓口での情報保護を徹底してほしい	10
子育て中のサポートを充実してほしい	10
支援団体の情報を周知してほしい	9
相談・支援の質の向上に取り組んでほしい	9
相談できる場所を増やしてほしい	6
適切な支援につないでほしい	6
アウトリーチ支援をしてほしい	5
その他	88

(6) 経済的な暮らし向き

「経済的な暮らし向き」について、「やや苦しい」「たいへん苦しい」の割合が、「子育て世帯(全体)」で34.7%に対して、「母子世帯」では65.8%と高い割合になっています。

婚姻状況別で見ると、「やや苦しい」「たいへん苦しい」の割合が、「既婚」で20.5%、「未婚」で24.3%に対し、「離別(死別を除く)」が53.8%と高い割合になっています。

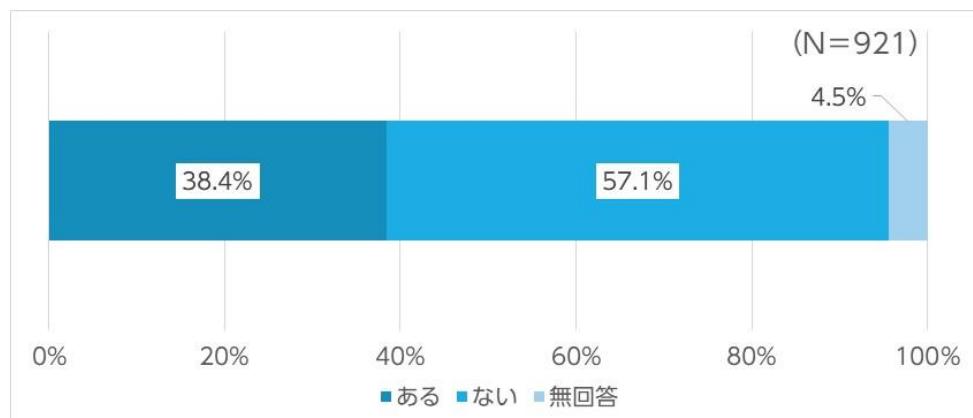
図表9－婚姻状況・子育て世帯別 経済的な暮らし向き

		回答数 (N)	たいへん ゆとりが ある	ややゆと りがある	普通	やや苦し い	たいへん 苦しい	無回答
全体		921	3.5	18.2	53.3	18.9	5.6	0.4
婚姻 状況	未婚	189	4.8	17.5	52.9	19.0	5.3	0.5
	既婚（事実婚含む）	581	3.8	20.1	55.2	16.5	4.0	0.3
	離別	80	0.0	12.5	33.8	33.8	20.0	0.0
	死別	69	1.4	10.1	62.3	20.3	4.3	1.4
子育て 世帯	子育て世帯（全体）	216	4.2	17.1	44.0	24.5	10.2	0.0
	母子世帯	38	0.0	7.9	26.3	39.5	26.3	0.0
	その他子育て世帯	178	5.1	19.1	47.8	21.3	6.7	0.0

(7) 経済的な面での困りごとや不安

経済的な面での困りごとや不安を抱えたことがあるかとの質問に対し、「ある」と回答した人が38.4%、「ない」と回答した人が57.1%となっています。

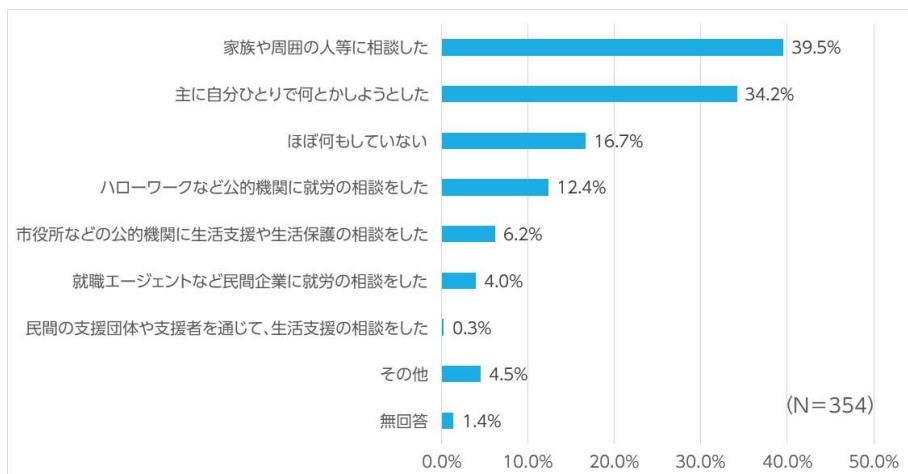
図表10－経済的な困りごと



● 対応方法

経済的な困りごとや不安を抱えたことが「ある」と回答した人の内、「家族や周囲の人等に相談した」(39.5%)、「主に自分ひとりで何とかしようとした」(34.2%)の割合が高く、次いで「ほぼ何もしていない」(16.7%)、「ハローワークなど公的機関に就労の相談をした」(12.4%)となっています。

図表 11－経済的な困りごとや不安を抱えた場合の対応方法(複数回答)



(8)生活上の困難に対する支援について、行政・企業・民間団体等に取り組んでほしいこと

生活上の困難に対する支援について、行政・企業・民間団体等に取り組んでほしいことを自由記述形式でたずねたところ、76人から回答がありました。1人の回答者が複数の内容を記入している場合もあるため、件数は延べ件数となります。

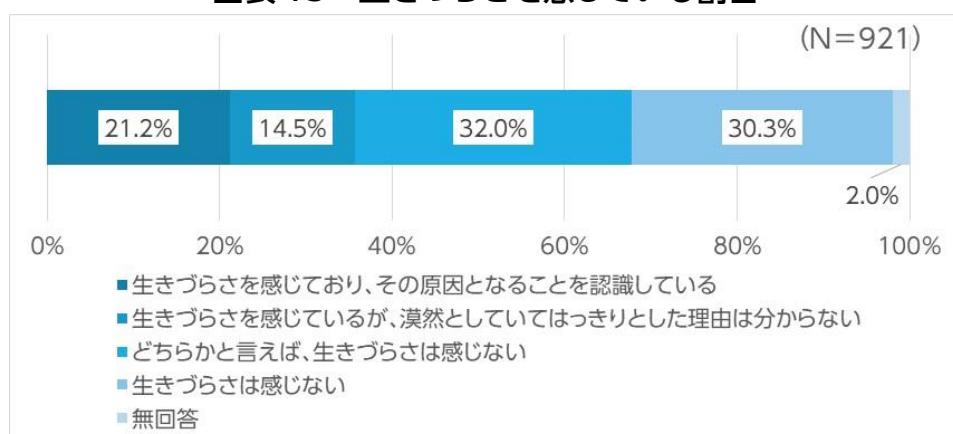
図表 12－生活上の困難に対する支援について、行政・企業・民間団体等に取り組んでほしいこと(自由記述)

分類	件数
子育て世帯に対する支援を充実してほしい	15
気軽に相談できる場所がほしい	14
相談・支援内容をしっかり周知してほしい	12
適切な相談・支援につないでほしい	6
就労・労働環境に対する支援をしてほしい	6
経済的援助をしてほしい	6
相談・支援の利便性や質の向上に取り組んでほしい	5
その他	28

(9)生きづらさを感じている割合

「生きづらさを感じており、その原因となることを認識している」(21.2%)、「生きづらさを感じているが、漠然としていてはっきりとした理由は分からない」(14.5%)を合計すると、35.7%が「生きづらさを感じている」と回答しています。

図表 13－生きづらさを感じている割合

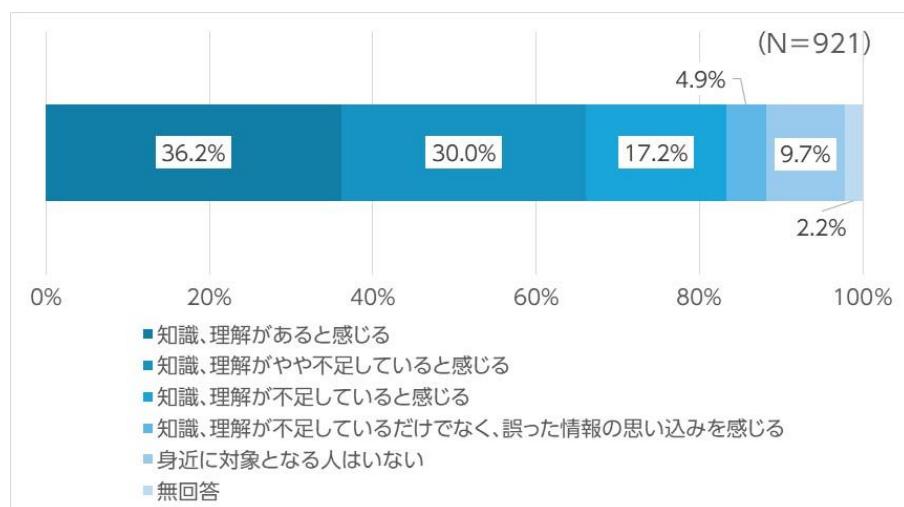


(10) 女性特有の心身の変化や不調などに対する理解

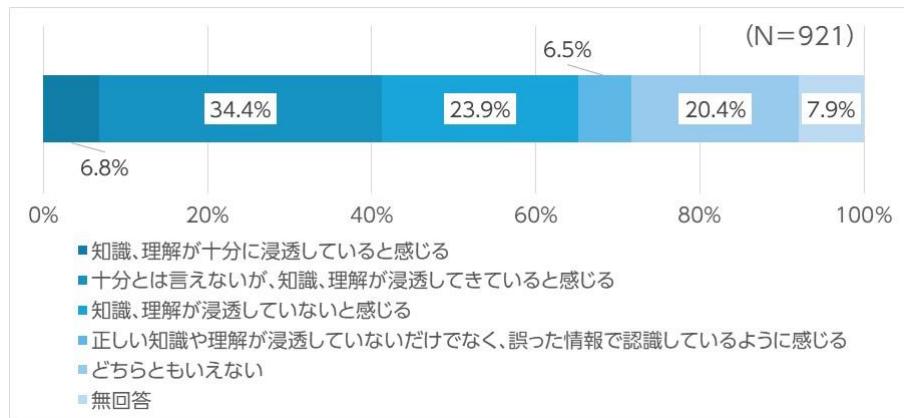
家族やパートナーなど身近な人に対しては、「知識、理解がやや不足していると感じる」が30.0%、「知識、理解が不足していると感じる」が17.2%、さらに「知識、理解が不足しているだけでなく、誤った情報の思い込みを感じる」が4.9%となっています。

また、職場や学校など周囲の人に対しては、「知識、理解が浸透していないと感じる」が23.9%、さらに「正しい知識や理解が浸透していないだけでなく、誤った情報で認識しているように感じる」が6.5%となっています。

図表 14－女性特有の心身の変化等に対する身近な人の理解



図表 15－女性特有の心身の変化等に対する職場や学校など周りの人の理解



(11) 女性特有の心身の変化や不調による社会生活や日常生活への影響

女性特有の心身の変化や不調による社会生活や日常生活への影響について、「ある」との回答が全体で41.0%となり、とくに「30～39歳」が59.4%、「40～49歳」が57.8%と、高い割合となっています。

図表 16－女性特有の心身の変化や不調による社会生活や日常生活への影響
(年齢別)

		回答数 (N)	ある	ない	無回答
年 齢	全体	921	41.0	55.7	3.3
	12～19歳	46	37.0	60.9	2.2
	20～29歳	68	48.5	50.0	1.5
	30～39歳	96	59.4	39.6	1.0
	40～49歳	161	57.8	39.8	2.5
	50～64歳	255	47.5	51.8	0.8
	65～74歳	153	22.2	73.2	4.6
	75歳以上	141	15.6	74.5	9.9

(12)女性特有の健康課題に関して、行政・企業・民間団体等に取り組んでほしいこと

女性特有の健康課題に関して、行政・企業・民間団体等に取り組んでほしいことを自由記述形式でたずねたところ、182人から回答がありました。1人の回答者が複数の内容を記入している場合もあるため、件数は延べ件数となります。

図表 17－女性特有の健康課題に関して、行政・企業・民間団体等に取り組んでほしいこと(自由記述)

分類	件数
休暇制度を充実してほしい	44
周囲の理解促進に向けて啓発・教育をしてほしい	41
健康診断の受診率向上に向けて取り組んでほしい	17
気軽に相談できる場を設けてほしい	14
金銭的な補助をしてほしい	14
困難を抱える人に向けて情報発信をしてほしい	10
柔軟な働き方ができる職場づくりを進めてほしい	9
生理用品購入の負担を軽減してほしい	8
子育て中のサポートを充実してほしい	7
妊娠・出産・産後のサポートを充実してほしい	4
その他	41

(13)不安や悩みを相談する相手

全体では、「同居の家族」が61.1%、「友人・知人」が59.3%、「同居していない家族・親戚」が44.7%となっています。

一方で、「地域の人」とした割合は、全体で4.7%となりましたが、「12～19歳」及び「20～29歳」の年齢層で0.0%、「30～39歳」で1.0%、「40～49歳」で1.9%と、低い割合となっています。

また、「SNSやインターネット上の友人」と回答した人の割合は「12～19歳」から「40～49歳」の年齢層で3.7～6.5%と、他の年齢層と比べると高い割合となっています。

図表 18－不安や悩みを相談する相手上位3位及び「地域の人」とする割合
並びに「誰にも相談しない」の割合(年齢別)(複数回答)

		回答数 (N)	1位		2位		3位		地域の人 の割合	「誰にも相 談しない」 の割合	(%)
			内容	割合	内容	割合	内容	割合			
全体		921	同居の家族	61.1	友人・知人	59.3	同居していない 家族・親戚	44.7	4.7	7.1	
年 齢	12～19歳	46	同居の家族	71.7	友人・知人	60.9	学校の先生	13.0	0.0	8.7	*1
	20～29歳	68	同居の家族	61.8	友人・知人	60.3	同居していない 家族・親戚	29.4	0.0	4.4	*2
	30～39歳	96	友人・知人	70.8	同居の家族	63.5	同居していない 家族・親戚	54.2	1.0	4.2	*3
	40～49歳	161	同居の家族	65.8	友人・知人	62.1	同居していない 家族・親戚	53.4	1.9	6.8	*4
	50～64歳	255	友人・知人	60.4	同居の家族	58.4	同居していない 家族・親戚	45.5	5.1	11.0	*5
	65～74歳	153	同居の家族	63.4	友人・知人	59.5	同居していない 家族・親戚	41.2	9.2	5.9	
	75歳以上	141	同居の家族	53.2	同居していない 家族・親戚	50.4	友人・知人	44.7	8.5	4.3	

*1：4位に、SNSやインターネット上の友人（6.5%）
 *2：4位に、交際相手（25.0%）、5位に、職場の人（16.2%）
 *3：4位に、職場の人（12.5%）
 *4：4位に、職場の人（21.7%）
 *5：4位に、職場の人（16.9%）

図表 19－不安や悩みを相談する相手「SNSやインターネット上の友人」
とする割合(年齢別)(複数回答)

		回答数 (N)	SNSや インターネ ット上 の友人	(%)
全体				
		921	2.2	
年 齢	12～19歳	46	6.5	
	20～29歳	68	7.4	
	30～39歳	96	5.2	
	40～49歳	161	3.7	
	50～64歳	255	0.4	
	65～74歳	153	0.0	
	75歳以上	141	0.0	

(14) 望まれる相談環境や支援

全体では、「利用できる支援制度の情報提供」(62.1%)の割合が最も高くなっています。

また、「気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口」は全体では27.0%となつた一方、「12~19歳」で50.0%と、他の年齢層に比べて高い割合となっています。

図表 20- 望まれる相談環境や支援上位3位(年齢別) (複数回答)

(%)

	回答数 (N)	1位		2位		3位		
		内容	割合	内容	割合	内容	割合	
全体	921	利用できる支援制度の情報提供	62.1	自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながることができる窓口	53.7	生活のための経済的な援助	35.4	
年齢	12~19歳	46	利用できる支援制度の情報提供	54.3	気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口	50.0	生活のための経済的な援助 *	41.3
	20~29歳	68	利用できる支援制度の情報提供	54.4	生活のための経済的な援助	45.6	自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながることができる窓口	39.7
	30~39歳	96	利用できる支援制度の情報提供	66.7	自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながることができる窓口	52.1	生活のための経済的な援助	45.8
	40~49歳	161	利用できる支援制度の情報提供	57.8	自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながることができる窓口	51.6	カウンセリング等の心理的支援	49.1
	50~64歳	255	利用できる支援制度の情報提供	63.9	自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながることができる窓口	58.8	カウンセリング等の心理的支援	37.6
	65~74歳	153	利用できる支援制度の情報提供	73.2	自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながができる窓口	59.5	生活のための経済的な援助	34.0
	75歳以上	141	利用できる支援制度の情報提供	54.6	自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながができる窓口	55.3	生活のための経済的な援助	19.9

* 同率で、「カウンセリング等の心理的支援」

図表 21－望まれる相談環境や支援「気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口」(年齢別) (複数回答)

		回答数 (N)	気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口	(%)
年齢	全体	921		27.0
	12～19歳	46		50.0
	20～29歳	68		36.8
	30～39歳	96		41.7
	40～49歳	161		34.2
	50～64歳	255		26.7
	65～74歳	153		16.3
	75歳以上	141		8.5

(15) 抱える困難や支援に対する要望等

抱える困難や支援に対する要望等を自由記述形式でたずねたところ、116人から回答がありました。1人の回答者が複数の内容を記入している場合もあるため、件数は延べ件数となります。

図表 22－抱える困難や支援に対する要望等(自由記述)

分類	件数
悩みや困りごとについて	
生活困窮や収入、就労に関する悩み	7
配偶者・パートナーに関する問題	5
配偶者・パートナー以外に関する問題	2
職場や地域での人間関係等の悩み	2
希望する支援等について	
子育て支援を充実してほしい	17
気軽にいつでも相談できる窓口がほしい	15
情報発信・教育を積極的に行ってほしい	14
性別の違いによる社会的な不平等をなくしてほしい	9
DV対策を充実してほしい	8
相談・支援の質の向上に取り組んでほしい	6
適切な支援につないでほしい	6
女性特有の健康課題に対する取組を充実してほしい	6
居場所の提供や住まい確保の支援をしてほしい	4
介護支援を充実してほしい	4
柔軟な働き方ができる職場づくりを進めてほしい	4
その他	40

2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようによりすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

- 第九条** 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
 - 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる

者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十二条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門

的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雜則

(教育及び啓発)

- 第十六条** 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の关心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

- 第十七条** 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

- 第十八条** 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
 - 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及

び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができ

る。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一條 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

3 ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会名簿(第18期)

2024年(令和6年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日

氏名	所属／役職等	選出区分
(副会長) 井上 匡子	神奈川大学 法学部教授	学識経験者
(会長) 木村 麻紀	株式会社 TREE SDGs.TV 編集ディレクター	
田村 朋子	株式会社ローソン 人事本部人事企画部 マネジャー	
池田 浩久	特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン パパライフサポート 代表	
戸島 翔平	藤沢市民間保育園園長会 社会福祉法人伸こう福祉会 保育園キディ湘南 C-X 園長	関係団体
星野 慎二	特定非営利活動法人 SHIP 理事長	
本間 香代	特定非営利活動法人湘南ライフサポート・きずな 相談員 施設長	
村上 純子	社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 地域福祉課 CSW	
山田 栄一郎	藤沢市人権擁護委員会 委員	労働関係・企業
相原 良美	藤沢商工会議所女性会 会長 相和設備工業株式会社 取締役	
古田 雪美	神奈川県社会保険労務士会藤沢支部 副支部長 社会保険労務士法人広瀬事務所 社会保険労務士	
川口 晃美	市民公募委員	
鈴木 捩貴	市民公募委員	公募
高橋 晴子	市民公募委員	

敬称略／区分ごと・五十音順

ふじさわ女性支援計画

女性の生きづらさを解消し
ウェルビーイングを実現するために
【別冊資料編】

【発行】
2025年(令和7年)3月

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
電話 0466-50-3501／FAX 0466-50-8436
E-mail:fj-jinkendanjyo@city.fujisawa.lg.jp